

「保険法」の施行に関するお知らせについて

保険契約の締結から終了までの保険契約に関するルールは、従来「商法」の中に定められていましたが、約100年ぶりに全面的に見直され、独立した法律として「保険法」が制定され、平成22年4月1日に施行されます。「保険法の概要」は(財)生命保険文化センターのホームページをご覧ください。「保険法の概要」
http://www.jili.or.jp/knows_learns/law/index.html)

「保険法」の規定は「保険契約者等の保護」の観点から定められた事項が多く、また、原則として施行日(平成22年4月1日)以降に締結されるご契約に適用されます。(一部の規定は保険法施行前に締結されたご契約についても適用されます。)当社では以下のとおりお取扱いいたします。

1. 契約日が平成22年3月2日以降のご契約

保険法の規定にあわせた取扱いを行いません。

2. 契約日が平成22年3月1日以前のご契約

「保険法施行に伴う取扱いの変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)」(P4~7)を平成22年4月1日付で付加し、保険法の規定にあわせた取扱いを行いません。

※ただし、平成22年以降に発売する新商品については、発売日から保険法の規定にあわせた取扱いを行いません。

なお、現在ご加入のご契約の保険料、保険金額等の保障内容には影響はありません。

また、「保険法施行に伴う取扱いの変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)」の付加に際して、ご契約者からのお手続きは必要ありません。

ご契約日が平成22年3月1日以前のご契約に付加する「保険法施行に伴う取扱いの変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)」で規定している主な項目

1. 保険金等の支払時期
2. 重大事由による解除
3. 保険金等の受取人による保険契約の存続

1. 保険金等の支払時期

保険金等のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いすることとしています。

しかし、保険金等のお支払いにあたって、医療機関等への確認や照会を行なうことがあり、こうした場合、従来の約款では、これらの確認等が終了するまで保険金等のお支払時期を延期することとしておりました。

「保険法」では、保険金等のお支払時期に関する規定が新設され、約款で定めたお支払期限が、お支払いにあたって必要な事項の確認のための相当の期間を超えている場合には、その相当の期間が経過した時から保険会社は遅滞の責任を負う旨を定めています。

このため、「保険法施行に伴う取扱いの変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)」では、保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合やお支払期限を次のとおり具体的に決めました。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	保険金等をお支払いするために確認(当社の指定した医師による診断を含みます。)が必要な次の場合 ・保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日からその日を含めて 45 日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な次の場合 (a) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (b) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 (c) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (d) ご契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (e) 日本国外における調査が必要な場合	(a) の場合は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日からその日を含めて 60 日以内にお支払いします。 (b)～(e) の場合は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日からその日を含めて 180 日以内にお支払いします。

(*)「請求書類が当社に到着した日」とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

(*)約款の規定により、「請求書類が当社に到着した日」を「請求書類を当社が受付した日」とするご契約もあります。

※保険金等をお支払いするための上記①②の確認等の際し、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

※解約返戻金、引出金および保険料の払込免除のご請求についても、保険金等のご請求と同様のお取扱いいたします。

2. 重大事由による解除

ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、保険金等を取得する目的で保険事故を故意に起こした場合、または、保険事故を装い不正に保険金等の請求を行なった場合等、保険会社との間の信頼関係を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由が生じたときに、保険会社にご契約を解除できるとする条文が「保険法」に設けられました。

当社の約款では、すでに「重大事由による解除」を規定していますが、「保険法施行に伴う取扱いの変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)」では、「保険法」の条文に沿った内容に修正しました。

3. 保険金等の受取人による保険契約の存続

保険契約は保険金等の受取人の生活保障の機能を有すること等から、ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)がご契約を解約する場合、「保険法」では、保険金等の受取人が解約返戻金相当額を債権者等に支払う等一定の要件を満たすことにより、ご契約を継続することができるとする条文が新設されました。

このため、「保険法施行に伴う取扱いの変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)」では、「保険法」の条文に沿って取り扱う旨を規定しました。

債権者等によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じません。債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行なうこと)

※解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来するご契約は、上記についてお取扱いできません。

保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約(保険法附則第4条および第5条対応用)

この特約の趣旨

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)について、保険法(平成20年法律第56号)附則第4条および第5条の経過措置の規定に対応することを目的としたものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、平成22年4月1日に主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定により、主契約にこの特約が付加された場合、第2条(保険金等の請求、支払時期および支払場所)ないし第4条(保険金等の受取人による保険契約の存続)に規定する内容については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、この特約に定めるところによります。ただし、この特約において別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

(保険金等の請求、支払時期および支払場所)

第2条 主約款に定める保険金、給付金、祝金、年金、奨学金または一時金(以下、「保険金等」といいます。)の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた保険金等の受取人は、会社に、主約款に定める請求書類を提出して、その保険金等を請求してください。

3. 保険金等は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、主約款に定める支払場所で支払います。

4. 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、主契約の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

(1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この特約に定める重大事由または主約款に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を

含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号ないし第4号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人(指定代理請求人を含みます。)が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
7. 主約款において、保険金等の支払時期の計算の起算日を「請求書類を会社の本社が受付した日の翌日」と規定している場合、第3項ないし第5項の規定中「その請求書類が会社に到着した日の翌日」とあるのを「その請求書類を会社が受付した日の翌日」と読み替えます。
8. 本条の規定は、保険料の払込免除および変額積立特約(生存給付保険用)が付加された保険契約の解約返戻金の支払について準用します。

(重大事由による解除)

第3条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、主契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金、普通死亡保険金、死亡給付金または死亡一時金の場合は被保険者を除きます。)または保険金等の受取人が主契約の保険金等(保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 主契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合(主約款に定める保険金等に、傷害または疾病を支払事由とする給付金が含まれる場合に限ります。)
 - (4) 主契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由(以下、本項において「支払事由等」といいます。)が生じた後においても、前項の規定により主契約を解除することができます。この場合には、前項各号

に定める事由の発生時以後に生じた支払事由等による保険金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときはその返還を請求し、または、すでに保険料の払込を免除していたときは、主約款に定める保険料の払込免除に関する規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 主約款が、こども保険または5年ごと利差配当付こども保険の場合、第1項第1号中「保険契約者」とあるのを「保険契約者(保険契約者の死亡による育英年金の場合は保険契約者を除きます。)」と読み替えます。
4. 主約款が、学資保障保険の場合、第1項第1号中「保険契約者」とあるのを「保険契約者(死亡保険金の場合は保険契約者を除きます。)」と読み替えます。

(保険金等の受取人による保険契約の存続)

第4条 保険契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合は、本条の規定を適用しません。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人(満期保険金受取人、生存保険金受取人および年金受取人を除きます。)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額(第3項の規定により、会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引きます。)を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、保険金等の受取人は、請求書類(別表1)を提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等(リビング・ニーズ特約の特約保険金および介護時保証特約(変額個人年金保険用)の介護給付金を含みます。以下、本項において同じ。)の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。ただし、支払うべき保険金等が、傷害または疾病を支払事由とし、その保険金等の支払により主契約が消滅しないときは、本項の規定を適用しません。

5. 前項の規定により、保険金等の支払事由が生じ、会社が当該支払うべき金額を債権者等に支払った以後、第1項の規定により、解約の効力が生じたときは、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、会社は、解約により会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額(本項の規定により、会社が債権者等に支払う金額を含みます。)を差し引いた残額を、保険契約者に払い戻します。

6. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、主約款に定める特別勘定からの自動移行が行なわれた場合、当該解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に保険契約者から移行後の全額払出の請求があったものとみなして、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

(規定の準用)

第5条 主約款において、保険金等の請求および支払時期の規定または重大事由による解除の規定を準用または適用する規定が定めてある場合、主約款の規定にかかわらず、それぞれこの特約の第2条(保険金等の請求、支払時期および支払場所)または第3条(重大事由による解除)の規定を準用または適用します。ただし、主約款に定める解約返戻金および引出金の支払時期の規定中「5営業日以内」とあるのを「6営業日以内」と読み替える規定は適用しません。

2. 前3条および前項の規定は、主契約に付加されている他の特約において準用します。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約はできません。

(主契約が更新される場合の特則)

第7条 主契約が更新される場合は、この特約は消滅します。

別表1 請求書類

項目		請求書類
1	保険金等の受取人による保険契約の存続 <第4条>	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険金等の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 保険金等の受取人の印鑑証明書 (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。